

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則及び覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第8号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則及び覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則
(知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部改正)

第1条 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(事務の委任)			(事務の委任)		
第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務(同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健所長に委任する。			第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務(同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健所長に委任する。		
(略)			(略)		
20 の 3	(略)	(1) (略) (2) 第22条の2の規定による立会い(当該製造所(覚醒剤保管営業所において保管するものについてはその保管営業所)、病院若しくは診療所又は研究所の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。)	20 の 3	(略)	(1) (略) (2) 第22条の2の規定による立会い(当該製造所(覚醒剤保管営業所において保管するものについてはその保管営業所)、病院若しくは診療所又は研究所(以下この項及び次項において「製造所等」という。)の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。) (3) <u>第24条第1項の規定による報告(覚醒剤製造業</u>

	(3)・(4) (略)	<p>者に係るものを除く。)の <u>受付</u></p> <p>(4) <u>第24条第2項の規定による報告（覚醒剤製造業者に係るものを除く。）の受付</u></p> <p>(5) <u>第24条第3項の規定による立会い及び指示（当該製造所等の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。）</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>第30条の14第2項の規定による届出の受付</u></p> <p>(9) <u>第30条の14第3項の規定による届出の受付</u></p> <p>(10) <u>第30条の15第1項の規定による報告（覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤製造業者（以下この項において「覚醒剤原料輸入業者等」という。）に係るものを除く。）の受付</u></p> <p>(11) <u>第30条の15第2項の規定による報告（覚醒剤原料輸入業者等に係るものを除く。）の受付</u></p> <p>(12) <u>第30条の15第3項の規定による立会い及び指示（当該覚醒剤原料の保管場所の所在地が静岡市又は浜松市に存するものに係るものを除く。）</u></p>
	20	<u>覚醒剤</u> (1) <u>第10条第2項の規定に</u>

		<u>の</u>	取締法	よる報告（当該製造所等
		<u>4</u>	施行細	の所在地が静岡市又は浜
			則（昭	松市に存するものに係る
			和27年	ものを除く。）の受付
			静岡県	
			規則第	
			<u>59号</u>	
<u>20</u>	(略)	<u>20</u>	(略)	
<u>の</u>		<u>の</u>		
<u>4</u>		<u>5</u>		
	(略)		(略)	
2	(略)	2	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第2条 覚醒剤取締法施行細則（昭和27年静岡県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(書類の提出方法)	(書類の提出方法)
第14条 法、省令及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類にあつては正副4通（地方厚生局長に提出する書類にあつては、正副3通）、知事に提出する書類にあつては正副2通とする。	第14条 法、省令及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類にあつては正副4通（地方厚生局長に提出する書類にあつては、正副3通）、知事に提出する書類にあつては正副2通 <u>（知事の権限のうち保健所長に委任されている事務に係るものにあつては、正本1通）</u> とする。
2 (略)	2 (略)
別記第8号様式（その1） (略)	別記第8号様式（その1） (略)
残余覚醒剤報告書 (略)	残余覚醒剤報告書 (略)
静岡県知事 氏 名 様	静岡県知事 氏 名 様 静岡県 保健所長 様
(略)	(略)
別記第8号様式（その2） (略)	別記第8号様式（その2） (略)
残余覚醒剤譲渡報告書 (略)	残余覚醒剤譲渡報告書 (略)
静岡県知事 氏 名 様	静岡県知事 氏 名 様

<p>(略)</p> <p>別記第9号様式 (略)</p> <p> 残余覚醒剤処分完了報告書</p> <p>(略)</p> <p> 静岡県知事 氏 _____ 名 様</p> <p>(略)</p>	<p>静岡県 _____ 保健所長</p> <p>(略)</p> <p>別記第9号様式 (略)</p> <p> 残余覚醒剤処分完了報告書</p> <p>(略)</p> <p> 静岡県知事 氏 _____ 名 様</p> <p> 静岡県 _____ 保健所長</p> <p>(略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。